

## 粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議

下記のとおり粕屋町総合計画策定特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 粕屋町総合計画策定特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条
3. 目 的 令和3年度から5年間の町のめざすべき方向を示す、第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定にあたり、町から提出された案についての審査を行うため。
4. 委員の定数 16人
5. 設置の期間 令和2年9月4日から調査終了まで